

3 公的年金の基本的考え方

(1) 世代間扶養の仕組み

公的年金は、個人が納めた保険料を積み立ててその運用益とともに個人に返す（＝積立方式）のではなく、現在の現役世代の納める保険料によって現在の高齢者の年金給付を賄うという、「世代と世代の支え合い」、すなわち世代間扶養の仕組みによって成り立っています。

世代間扶養の仕組みをとっているからこそ、

- ・賃金や物価に応じて給付額をスライド
- ・受給権者が亡くなるまで終身年金を支払い
- ・万一の場合の障害・遺族年金も支給

といったことが可能になっているのです。

(2) 世代間の給付と負担の関係

公的年金について「払った分が戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。

公的年金が世代間扶養の仕組みであることからすれば、本来、個人における損得を考慮すべきではなく、また公的年金における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じる

ことは適当ではないことに留意する必要があります。

(3) 公的年金のメリット

世代間扶養の仕組みによる公的年金は、(1)で述べたような長所があり、さらに公的な制度であるからこそ、

- ・給付費等に対する国庫負担が行われること
- ・支払った保険料は全額税制上所得から控除されること（社会保険料控除）

など、私的年金にはない有利な措置が講じられています。

私的年金（個人年金や貯蓄）は、公的年金を補完して、個々人の多様な老後生活のニーズに対応する役割を持っており、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保していくべきものと考えられます。

公的年金制度は、本来、損得で論ずる問題ではありませんが、あえて計算したとしても、「払い損」にはなっていません。

〈図表1-9〉世代ごとの給付と負担(保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1975年生	1995年生
保険料	670万円	1,100万円	1,600万円	2,800万円	3,700万円
年金給付	4,300万円	4,200万円	4,800万円	6,700万円	8,500万円
比率	6.4倍	3.8倍	3.0倍	2.4倍	<u>2.3倍</u>

【国民年金(基礎年金)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1975年生	1995年生
保険料	230万円	390万円	600万円	1,000万円	1,400万円
年金給付	1,300万円	1,300万円	1,400万円	1,800万円	2,300万円
比率	5.8倍	3.4倍	2.3倍	1.8倍	<u>1.7倍</u>

(注1) 保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定しています。

(注2) 65歳から60歳時点の平均余命(日本の将来推計人口の前提となっている平均余命、男女平均)まで年金を受給するものと仮定しています。

(注3) 保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成16年度)に割り引いて表示したものです。(経済前提(2009年～): 賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%)

(注4) 【厚生年金(基礎年金を含む)】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担(本人負担分)を推計したものです。